

June
2017

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

6月といえば梅雨。雨が多いのはなんとなく気が滅入りますが、この時期に雨が少ないと夏の水不足が心配になります。どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年6月号

■賃上げへのインセンティブ 「所得拡大促進税制」の見直し

■今年度も実施される協会けんぽの 被扶養者資格の再確認

■転職者の現在の 職場における満足度

■企業がクラウドサービス を使う理由とその効果

■編集後記

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

賃上げへのインセンティブ 「所得拡大促進税制」の見直し

企業の収益を利益として内部留保するだけでなく、投資や雇用の増加、賃金上昇につなげ、これが消費や需要増加に結びつく「好循環」を目指す目的で、さまざまな税制上の優遇措置が設けられています。そのうち賃金上昇へのインセンティブとして、「所得拡大促進税制」という制度が設けられています。この制度の優遇内容が、平成29年度税制改正で見直されました。

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、青色申告者である法人が、平成25年4月1日から30年3月31日までの間に開始する各事業年度に、役員等一定の者を除いた国内の雇用者へ支給した給与等について、一定の要件を満たす場合には、一定の税額を控除することができる制度です。

この場合の一定の要件とは、次の3つ全てを満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給額（当事業年度の国内雇用者に対する給与等のうち、損金として認められるものの合計額）：
 - …平成24年度から**一定割合*以上の増加**
※例えば平成29年度では、
中小企業者等3%、大企業5%
- ② 雇用者給与等支給額（①に同じ）：
 - …前事業年度**以上の増加**
- ③ 平均給与等支給額（当事業年度の継続雇用者1人当たりの月平均給与額）：
 - …前事業年度を**上回る増加**

受けられる税額控除額は、基本的には上記①の増加額の10%です。ただし、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において、雇用増加へのインセンティブである「雇用促進

税制」の適用と併用する場合には、税額控除額について一定の調整が必要となります。なお、税額控除額は法人税額の10%（中小企業者等は20%）が上限です。

改正の内容

平成29年度税制改正により、中小企業者等と大企業それぞれ次の見直しがされました。

中小企業者等

・[割合の上乗せ]

適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも**2%以上増加**している場合は、税額控除額の割合を12%上乗せし、合計**22%の控除**が受けられる。一方、増加割合が0%超2%未満の場合は、改正前の10%を適用する。
(次ページ [参考] をご参照)

大企業

・[適用要件③の付加]

適用要件③における当事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度よりも**“2%以上”増加する要件を付加**する。つまり、0%超2%未満の増加では、改正後は適用できないこととなる。

・[割合の上乗せ]

税額控除額の割合を2%を上乗せし、合計**12%の控除**が受けられる。

この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

また所得拡大促進税制は、個人事業者（所得税）についても同様の措置が講じられており、同様の改正がなされています。

なお、ここでの「中小企業者等」とは、次に掲げる中小企業者又は農業協同組合等をいいます。

1. 資本金又は出資金の額（以下、資本金）が1億円以下の法人
ただし、同一の大規模法人（資本金1億円超の法人、又は資本等有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。以下同じ）に発行済株式総数の2分の1以上所有されている法人、及び複数の大規模法人に発行済株式総数の3分の2以上所有されている法人は除きます。
2. 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

ちなみに平成29年度税制改正により、中小企業者等の定義として上記に、「過去3年間の平均課税所得が15億円以下であること」が加わりました。ただしこの改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度において適用しますので、平成29年度における中小企業者等は、上記改正前の定義でご判断いただくことになります。

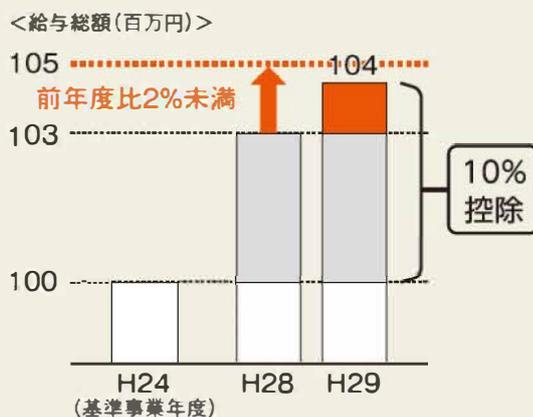
[参考]改正の内容（中小企業者等の場合）

一人当たり平均給与が、前年比2%未満の場合

→変更なし(平成24年度からの増加分について10%税額控除)

【具体例】 従業員数20人。H24の一人当たりの平均給与が500万円で、継続的に賃上げしてきた事業者を想定。

①前年度から一人当たり平均給与を5万円アップさせた場合。



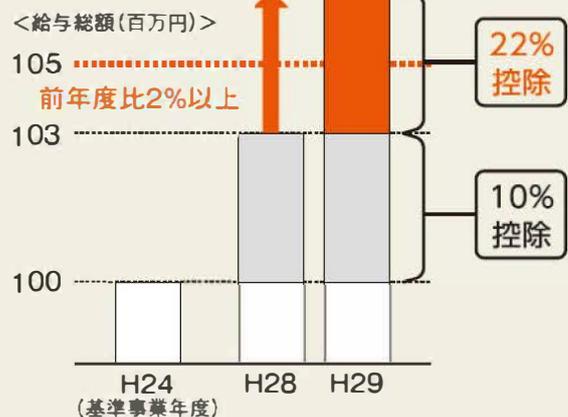
税額控除できる額
 =(平成24年度からの増加額)×10%控除
 =(104百万円-100百万円)×10%

=**40万円**の税額控除

一人当たり平均給与が、前年比2%以上の場合

→前年度からの増加額について控除率を上乗せして、22%税額控除できる。

②前年度から一人当たり平均給与を35万円アップさせた場合。



税額控除できる額
 =(平成24年度から前年度同額までの額)×10%控除+
 (前年度からの増加額)×22%控除
 =(103百万円-100百万円)×10%+(110百万円-103百万円)×22%

=**184万円**の税額控除

(中小企業庁「平成29年度税制改正パンフレット(PDF形式:13,804KB)」より)

今年度も実施される 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、健康保険の被扶養者となっている人が、継続してその状況にあるかの確認を毎年度実施しています（被扶養者資格の再確認）。今年度についても実施されることが発表されていますので、その流れ等を確認しておきましょう。

再確認の流れ

被扶養者資格の再確認は適用事業所単位で行われることになっており、6月上旬より事業主宛に被扶養者状況リスト（以下、リスト）等が送付されます。事業主は送付されたリストに基づき、被保険者に被扶養者の年収や同居の状況等を聞くこと等により、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているかの確認を行い、リスト等を協会けんぽに返送します。このリスト等の提出期限は、7月31日です。

再確認の対象となる被扶養者

再確認の対象は全被扶養者ですが、以下の人は除かれます。

- ①平成29年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

対象外となる被扶養者の対応

被扶養者が、現在も扶養の対象となっている場合には、リストに事業主の確認印を押すこととなりますが、扶養の対象外となっている場合には、リストに同封されてくる被扶養者調書兼異動届を記入することとなります。ただし、この届出で手続きを行う場合には、提出から処理が完了するまで1ヶ月ほどかかることもあるため、処理を急ぐときには、通常健康保険被扶養者（異動）届を年金事務所（※）へ提出するようにしましょう。

なお、対象外となる被扶養者がいる場合には、いずれの届出で行うかに関わらず、その人の健康保険証を添付することを忘れないようにしましょう。

※リスト等の提出先は協会けんぽですが、健康保険被扶養者（異動）届の提出先は年金事務所になります。

扶養の対象外となった理由

これまでの再確認で、扶養の対象外となった主な理由は、「就職したが削除する届出を年金事務所（日本年金機構）へ提出していなかった。」というものがほとんどであり、二重加入による被扶養者の削除の届出漏れが多く見受けられます。この他にも、収入超過によるものもあります。

この再確認の目的には、高齢者医療制度における納付金・支援金及び保険給付の適正化があります。高齢者の医療費は、税金、本人負担による他、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されており、こうした協会けんぽなどからの支援金等は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数などに応じて算出されます。適正な負担となるように、しっかりと被扶養者の再確認が求められています。

転職者の現在の職場における満足度

人材不足を補うために、中途採用を行う企業が多くなっています。ここでは平成29年3月に発表された調査結果(※)から、事業所規模別に転職者の現在の職場の満足度をみていきます。

■ 仕事内容は70%近くが満足

仕事内容・職種の満足度は、1,000人以上規模で満足の割合が78.9%となりました。その他の規模も67~71%と高くなっています。一方、不満足の割合はすべての規模で10%未満となりました。

■ 賃金は満足の割合が50%に届かず

賃金については、1,000人以上規模で満足の割合が50%を超えましたが、その他は44~47%にとどまりました。一方で、不満足の割合は25~29%程度となりました。

■ 人間関係は50%以上が満足

人間関係は、100人以上の規模で満足の割合が60%を超え、99人以下の規模も50%を超えています。一方不満足の割合は、13%程度までにとどまりました。

D.I. は仕事内容・職種がほぼ60ポイントを超えましたが、賃金は最高でも25.5ポイントで、人間関係は50ポイント前後になりました。

企業には、採用した中途社員が定着し、早期に戦力として活躍できるような取組が求められます。

事業所規模別現在の職場での満足度(%,ポイント)

		転職者計	満足	どちらでもない	不満足	不明	D.I. (満足-不満足)
仕事内容・職種	総数	100.0	69.4	21.6	8.2	0.8	61.2
	1,000人以上	100.0	78.9	15.6	5.2	0.2	73.7
	300~999人	100.0	71.2	19.8	8.0	0.9	63.2
	100~299人	100.0	71.4	19.7	8.0	1.0	63.4
	30~99人	100.0	68.9	21.9	7.7	1.6	61.2
	5~29人	100.0	67.6	23.2	9.0	0.2	58.6
賃金	総数	100.0	45.6	25.7	27.9	0.8	17.7
	1,000人以上	100.0	50.6	23.7	25.1	0.6	25.5
	300~999人	100.0	47.0	23.3	28.1	1.5	18.9
	100~299人	100.0	47.8	25.7	25.5	1.1	22.3
	30~99人	100.0	45.2	24.1	29.3	1.4	15.9
	5~29人	100.0	44.2	27.4	28.2	0.2	16.0
人間関係	総数	100.0	58.8	28.5	12.0	0.7	46.8
	1,000人以上	100.0	63.2	24.5	11.6	0.7	51.6
	300~999人	100.0	61.5	29.0	8.5	1.0	53.0
	100~299人	100.0	60.5	27.2	11.3	0.9	49.2
	30~99人	100.0	57.8	27.8	13.1	1.3	44.7
	5~29人	100.0	57.7	29.7	12.3	0.2	45.4

厚生労働省「平成27年転職者実態調査」より作成

(※) 厚生労働省「平成27年転職者実態調査」

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した17,023事業所とそこに就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した労働者11,191人を対象にした調査です。事業所調査の有効回答率は61.8%、個人調査の有効回答率は54.4%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/6-18.html>

企業がクラウドサービスを使う理由とその効果

メール配信システムやグループウェア、オンラインストレージにクラウド会計ソフトなど、クラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）が多様化し、導入する企業も増えています。ここでは、企業がクラウドサービスを利用する理由やその効果について、みていきます。

■ クラウドサービスの利用状況

総務省が毎年実施している調査結果（※）によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は、平成23年の21.4%が27年には44.0%と、5年間で2倍の割合になっています。そして利用しているサービスでは、電子メールやファイル保管・データ共有、サーバー利用などの割合が高くなっています。

■ クラウドサービスを利用する理由

前述の調査結果から、企業がクラウドサービスを利用する理由の上位半分をまとめると、表1のとおりです。

【表1】クラウドサービスを利用している理由（複数回答、%）

資産、保守体制を社内に持つ必要がないから	40.5
どこでもサービスを利用できるから	32.0
初期導入コストが安価だったから	30.6
安定運用、可用性が高くなるから（アベイラビリティ）	29.5
情報漏えい等に対するセキュリティが高くなるから	22.7
システムの容量の変更などが迅速に対応できるから	21.9
既存システムよりもコストが安いから	21.7
サービスの信頼性が高いから	20.7

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

資産、保守体制を社内に持つ必要がないからの割合が最も高く、40.5%となりました。

クラウドサービスは、規模の大きな企業での利用が進んでいます。今後は中小企業でも、生産性向上のための取組として利用が進むものと思われます。

（※）総務省「平成27年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5,140企業を抽出して行われ、28年6月に発表された調査です。有効回収率は53.3%です。クラウドコンピューティングサービスとは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、利用者が「必要な時に、必要な量だけ」、役務（サービス）として使用できる技術であり、ASP（Application Service Provider）が提供するSaaS（Software as a Service）なども含まれます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html

また、どこでもサービスを利用できるから、初期導入コストが安価だったからの割合が30%を超えています。

■ クラウドサービスの効果

次に、クラウドサービス利用企業における効果について、従業員規模別にまとめると表2のとおりです。

【表2】従業員規模別 クラウドサービスの効果（%）

	100～299人	300人以上計	2,000人以上計
非常に効果があった	32.1	26.7	34.1
ある程度効果があった	44.8	58.0	55.6
あまり効果がなかった	1.2	0.8	-
マイナスの効果であった	0.5	-	-
効果はよく分からない	16.5	11.8	9.0
不詳	4.8	2.7	1.0

総務省「平成27年通信利用動向調査」より作成

どの規模においても、ある程度以上の効果があったとする回答が70%以上となっています。一方、マイナスの効果であったとする割合は、100～299人規模の0.5%のみであり、クラウドサービス利用企業では、導入によるマイナスの効果はほとんどないという結果になりました。

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2017年7月

お仕事備忘録

1. 所得税の予定納税額の減額申請
2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出
3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出
4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付
5. 夏季休暇にまつわる諸業務

1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

4. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにするとよいでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は、7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」とするのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。

さらに、挨拶状や暑中見舞い状については、会社名・氏名・肩書などに誤りがないか、送付前に再確認をしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありませんが、早めにお礼状を送付しましょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

→専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握

→緊急連絡に備えておきましょう。



2017.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、
夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせする
とともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	土	赤口	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月18日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	日	先勝	
3	月	友引	
4	火	先負	
5	水	仏滅	
6	木	大安	
7	金	赤口	小暑
8	土	先勝	
9	日	友引	
10	月	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新 ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合
11	火	仏滅	
12	水	大安	
13	木	赤口	
14	金	先勝	
15	土	友引	
16	日	先負	
17	月	仏滅	海の日
18	火	大安	●所得税の予定納税額の減額申請 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出
19	水	赤口	
20	木	先勝	
21	金	友引	
22	土	先負	
23	日	赤口	大暑
24	月	先勝	
25	火	友引	
26	水	先負	
27	木	仏滅	
28	金	大安	
29	土	赤口	
30	日	先勝	
31	月	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで

staff 編集後記

6月



6月は…ジューンフライド

事務所の中で独身vs既婚はちょうど半分！！
中には只今婚活中の方もいたり(´▽`)
統計によると 埼玉県の男性平均結婚年齢は31.5歳
女性29.6歳。また生涯未婚率も男性21% 女性は9%
だそうです！フランスの大統領のように初恋の相手と
年齢の差を乗り越えて純愛を・・・なんてなかなか難し
いのでしょうか？さて今回のお題は・・・

甘酸っぱい?? 思い出(あなたの初恋)

横山



初恋は、幼稚園の年長、同じつばめ組の陸美ちゃんでした。確か小学校に上がる前に引っ越ししてしまい、今ではどうされているかわからずじまい。当時は復せていたので今お会いしてもわかっていただけないと思いますが、元気にされていればなによりです。

石田



小学生の時に、無口で控えめだけとスポーツ出来て頭の良いくラスメイトが好きでした♪でも、学年トップの可愛い女の子もその子が好きだということがわかり、身を引きました笑。控えめな人が好きだった自分に今は驚きます笑！

小笠原



小学校の同級生 藤枝君です。クラスの中でも人気者！夏休みに自宅に招待され、私だけ?! ドキドキ♡と思って、おめかしして訪ねたら、クラスの数人が来ていました。。すごがっかりしたのを未だに覚えています(ノム)。。。シクシク

黒田



私の初恋は、同じマンションに住んでいた同い年の女の子でした。幼稚園に入る前からの友達で親通しも仲良かったので、いつも一緒に遊んでいました。いつ好きになったかも覚えていないのですが、小学校3年生の時に転校してしまい、私の初恋は終わりました。

鈴木



只今、婚活中の鈴木です(笑)。初恋は小学校1年生のときだったと思います。同じクラスの女の子でした。友達とその子の家に遊びに行った記憶がかすかにあります。もうかれこれ30年近く前なんですね(汗)

野口



初恋は中学生でした♪ 野球部のエースで、グラウンドの彼は輝いてました。当時クラス1の美人の女子とお付き合いをしていましたが、30歳の時に同窓会で久しぶりに会った時に脇に座っていた奥様は、隣のクラスの物静かな女の子でした♪

相孫



中学3年生の時に同じクラスの子が好きでした。頭が良くて顔がきれいで優等生を絵にかいたような子でした。その当時私は勉強も運動も苦手だったので住む世界が違うと思って、告白できませんでした。でも当時は見ているだけ、しゃべることができただけで幸せでした。

瀬川



みなさんも、この機会にぜひ初恋の相手を思い出し 純粋な気持ちで恋愛出来るといいですね！
※既婚者は配偶者にですよ！！
くれぐれもドラマの屋敷顔にならないように(´Д`)

【お知らせ】

◆ 7月13日木曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

